

令和5年度の事業計画と

前年度のまとめ

センター静岡

No.59



静岡市子ども未来局
青少年育成課

目 次

I 概 要

1 趣旨及び事業内容	1
2 実施体制	1
3 沿革史	2

II 令和5年度の事業計画

1 補導活動	4
2 環境浄化活動	7
3 広報啓発活動	8

III 令和4年度の事業報告

1 補導活動	10
2 環境浄化活動	14
3 広報啓発活動	17

IV 資 料

1 静岡市青少年育成センター事業実施要綱	18
2 青少年相談機関一覧	23
3 各法令上の少年等の区分	24
4 不審者情報登録案内	25

Ⅰ 概 要

1 趣旨及び事業内容

静岡市は、青少年の非行防止、保護及び矯正を図り、青少年の健全育成を推進するため、静岡市青少年育成センター事業（以下「センター事業」という。）を実施する。

現在の静岡市青少年育成センターは、市の組織図に記載される「組織」ではなく、青少年育成センターという事業である。

事業内容は、「青少年の補導」「青少年に関する調査及び情報収集」「青少年を取り巻く有害環境の浄化」「青少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発」「関係機関、関係団体等との連絡調整」等。

※「静岡市青少年育成センター事業実施要綱」は、静岡市・清水市の合併(平成 15 年)及び政令市への移行・組織改編(平成 17 年)により、それまで定めていた 3 つの関係要綱（「静岡市青少年育成センター設置要綱」「静岡市青少年育成センター補導委員に関する要綱」「静岡市青少年育成センター補導委員感謝状贈呈実施要綱」）を整理統合したもの。平成 24 年 1 月 31 日から施行。要綱の内容は、18 ページを参照のこと。

2 実施体制

(1) 職員

役職	職員数
青少年育成課長	1 名
指導係 主幹兼係長	1 名
指導係 指導主事	1 名
指導係 主任主事	1 名
指導係 会計年度職員（青少年指導員）	5 名
合 計	9 名

(令和 5.5.1 現在)

(2) 補導活動組織

補導委員 289 名

青少年補導員 581 名

(3) 青少年育成センター運営委員会

15 名

<委員構成>

静岡少年鑑別所、警察署（3 名：静岡中央、静岡南、清水）、青少年健全育成団体（2 名）、民生委員・児童委員協議会、保護司会連絡協議会、更生保護女性会、校長会（2 名）、PTA 連絡協議会、市民委員

※運営委員会は、センター事業の円滑な運営や業務計画について協議する。

3 沿革史

(1) 旧静岡市青少年育成センター

- ・昭和37年 4月 1日 静岡市教育委員会内に静岡市青少年相談所が設置され、所長は教育委員会青少年室長が兼任。補導委員を120名とする。
- ・昭和39年 7月13日 青少年相談所の業務に補導活動とその他の業務を加え、総理府の補助を受け、静岡市青少年センターが誕生する。
- ・昭和40年 4月12日 補導委員を150名に増員する。
- ・昭和41年 4月 1日 カウンセラーを1名配置する。
- ・昭和43年 4月 1日 カウンセラーを2名に増員する。
- ・昭和49年 2月27日 補導委員を200名に増員する。
- ・昭和49年 5月14日 静岡市青少年補導センターと改称する。
- ・昭和54年 4月 1日 専任補導員制度を導入する。
- ・昭和56年 2月25日 補導委員を320名に増員する。
- ・昭和58年 4月 1日 カウンセラーを4名に増員する。
- ・昭和60年 4月 1日 補導委員を340名に増員する。
- ・昭和63年 2月10日 補導委員を350名に増員する。
- ・平成 2年 4月 1日 カウンセラーを5名に増員する。
- ・平成 3年 4月 1日 ふれあい教室担当指導主事を配置する。
- ・平成 3年 5月 7日 「静岡市ふれあい教室」を開級する。
- ・平成 4年 4月 1日 静岡市青少年育成センターと改称する。
- ・平成 5年 4月 1日 ふれあい教室専任指導員を配置する。
- ・平成 6年 4月 1日 カウンセラーを6名に増員する。
- ・平成 9年 4月 1日 青少年育成センター係を新設し、青少年補導・非行に関する相談を所管する。不登校・いじめ等に関する相談及びふれあい教室の運営については、指導係の所管とする。フリーダイヤルによる「こどもホットライン」を開設し、電話相談員2名の交代制とする。
- ・平成13年 4月 1日 電話相談員を3名の交代制とする。

(2) 旧清水市少年補導センター

- ・昭和35年 4月15日 清水市民生部社会課に青少年係が設置される。10月に青少年補導員として7名を任命、また、地区推進委員会付育成補導員（小・中・高校教員等）及び自治会単位の育成補導員を委託する。
- ・昭和36年11月15日 清水少年補導センターが清水銀行協会内に開設され、清水警察署より婦人少年補導員2名が派遣され、街頭補導、少年相談にあたる。
- ・昭和40年 6月16日 教育委員会事務局内に青少年課が新設され、補導と育成の一元化をはかり、少年補導センター所長を教育長兼務とする。
- ・昭和44年 4月 1日 少年相談を重視し、専任相談員を配置する。
- ・昭和46年 4月 1日 相談業務の充実のため清水市福祉事務所家庭児童相談員を1

- ・昭和51年 5月 1日 名新規に配置し、同年10月より1名増員し、少年補導センターの常駐とする。
- ・昭和54年 8月 1日 少年補導センター所長を青少年課長とする。
- ・昭和61年 4月 1日 総合子ども相談室が教育会館内に開設され、少年補導センターより家庭児童相談員2名を派遣し相談業務の充実をはかる。
- ・平成9年 4月 1日 指導主事1名を配属し、学校との一層の連携をはかる。
- ・平成9年 4月 1日 相談専用のフリーダイヤルを開設し、相談業務サービスの向上をはかる。

(3) 静岡市青少年育成センター

- ・平成15年 4月 1日 静岡市と清水市との合併による新しい静岡市の誕生に伴い、静岡市青少年育成センターが教育委員会社会教育政策課内に設置される。また、拠点が静岡、清水両教育事務所青少年課に配置される。
なお、静岡教育事務所青少年課においては、不登校・いじめ等に関する相談等を所管する相談担当を置く。
- ・平成16年 4月 1日 静岡・清水両教育事務所青少年課が統合し、清水総合事務所内に青少年課が設置される。青少年課内に静岡市青少年育成センターが設置される。
- ・平成17年 4月 1日 青少年対策の所管が教育委員会から市長部局に移る。これに伴い、青少年育成センターは市民局市民生活部青少年育成課に設置される。ただし、児童・生徒の教育相談は教育委員会学校教育課の所管となる。なお、この日をもって、静岡市は政令指定都市に移行した。
- ・平成18年 3月31日 静岡市と蒲原町が合併。
- ・平成18年 4月 1日 静岡市の機構改革に伴い、青少年育成センターは市民環境局市民生活部青少年育成課の所管となる。
- ・平成19年 4月 1日 静岡市の機構改革に伴い、青少年育成センターは保健福祉子ども局子ども青少年部青少年育成課の所管となる。
なお、青少年相談は、新たに設置された子ども青少年相談センターの所管となる。
- ・平成20年 11月 1日 静岡市と由比町が合併。
- ・平成25年 4月 1日 保健福祉子ども局子ども青少年部を子ども未来局子ども未来部に変更。
子ども青少年相談センターは「子ども若者相談センター」となり、青少年育成課に配置される。
- ・平成27年 4月 1日 子ども未来局子ども未来部を子ども未来局に変更。

(4) 静岡市青少年育成センター事業

- ・平成24年 1月31日 「静岡市青少年育成センター設置要綱」の廃止に伴い、新たに「センター事業」として実施。(1ページを参照)

Ⅱ 令和5年度の事業計画

1 補導活動

【重点】

これまでの組織体制のもと、補導活動を引き続き実施する。将来にわたり持続可能で効果的な補導活動の在り方について、実施回数・参加人数・巡回ルート等の観点から検討を行う。

(1) 活動組織

① 青少年育成センター事業

・補導委員

関係機関・団体からの推薦に基づき、市長が委嘱。任期2年。

関係機関・団体及び人数は次のとおり。

【葵区・駿河区】

関係機関・団体		人数	関係機関・団体	人数
教員	高等学校	21	中学校区青少年健全育成会	21
	中学校	21	静岡市子ども会連合会	2
	小学校	42	静岡地域青少年健全育成連絡協議会	2
PTA	高等学校	20		
	中学校	35		
	小学校	79		
合 計		243		

【清水区】

関係機関		人数
教員	高等学校	7
	中学校	16
	小学校	23
合 計		46



合計 289 人

② 清水地域青少年育成推進委員会事業（清水区）

・青少年補導員（清水区のみ）

清水区の連合自治会ごと（21地区）に組織された「地区青少年育成推進委員会」の補導部（以下「地区補導部」という。）に所属する青少年補導員。清水区における地区ごとの補導は、この青少年補導員の自主的な運営により実施されている（事務局：青少年育成課）。令和5年度は、581名の体制で活動する。

(2) 街頭補導

① 中央補導

市役所の静岡庁舎又は清水庁舎を起点として、主に繁華街周辺を巡回する。

- ・ 実施者 補導委員、青少年育成課職員
- ・ 実施回数 月 10 回程度
- ・ 実施時間 <静岡地区>
午後 3 時 30 分から 2 時間程度 午後 6 時 30 分から 2 時間程度
<清水地区>
午後 6 時 30 分から 2 時間程度
- ・ 特徴 セノバ、パルシェ、地下街、駿府城公園、常磐公園、森下公園、エスパルスドリームプラザなど、青少年の集まりやすい場所を巡回する。
また、地域や所属の異なる補導委員間の情報交換、及び青少年育成課職員との情報交換の場ともなっている。

② センター補導【市内全域】

青少年指導員により、繁華街・市内の公園等の巡回を実施する。補導車を使用した巡回の際には、青色防犯パトロール活動を併せて実施する。

- ・ 実施者 青少年指導員
- ・ 実施回数 週 1～2 回
- ・ 実施時間 午後 1 時から午後 5 時までの間で 2 時間程度
- ・ 特徴 関係機関・団体からの情報をもとに、繁華街、市内各地の公園、不審者事案発生箇所、市内小中学校周辺等を巡回する。補導車を使用して巡回する場合は、青色防犯パトロールを兼ねて実施している。

③ 地域補導【葵・駿河区】

補導委員を中学校区ごとに班編成し、各班（地域補導班）が各地区及びその周辺を巡回する。令和 5 年度は 36 班編成（葵 20：夜 15 昼 5、駿河 16：夜 11 昼 5）で実施。

- ・ 実施者 補導委員
- ・ 実施回数 月 1～2 回
- ・ 実施時間 午後 3 時から午後 9 時までの間で 2 時間程度（地域により異なる。）
- ・ 特徴 各地域の状況や課題に応じて、たまり場や非行が行われやすい場所を巡回する。地域の青少年への声かけや店舗等訪問など、地域に密着した活動を行っている。

④ 地区補導【清水区】（清水地域青少年育成推進委員会補導部）

青少年補導員（地区補導部）が、各連合自治会の区域及びその周辺を巡回する。

- ・ 実施者 青少年補導員
- ・ 実施回数 月 2～4 回
- ・ 実施時間 主に夜間実施（地区により異なる。）
- ・ 特徴 ③地域補導と同様

⑤ 一斉補導

夏季、冬季の年 2 回、関係機関・団体と連携し、市内全域で一斉に実施する。

- ・ 実施者 補導委員、青少年補導員、警察官、少年警察協助力員、少年指導委員、立入調査員、ユースサポーター、関係団体役員、青少年育成課職員
- ・ 実施回数 年 2 回



- ・ 実施時間 各地域（地区）により異なる。
- ・ 特 徴 非行の芽が生まれやすい夏休み・冬休みを迎えるにあたり、非行防止と市民意識の高揚を図るため、市内全域において一斉に実施する。令和5年度、夏季は葵・駿河区が7月14日（金）、清水区が7月21日（金）、冬季は葵・駿河区が12月11日（月）、清水区が12月15日（金）に実施の予定。

⑥ 祭典補導

祭典時（秋葉大祭、きよみず祭りなど）に実施する。

- ・ 実施者 補導委員、青少年補導員、青少年育成課職員
- ・ 実施回数 年2～3回
- ・ 実施時間 主に夕刻から夜間
- ・ 特 徴 多くの青少年が集まる祭典時に実施する。



⑦ 夜間特別補導

日没後から2時間程度、市内の広域を青パト車両で巡回する。

- ・ 実施者 青少年育成課職員
- ・ 実施時間 午後7時から午後9時まで
- ・ 実施時期 8月

（3）研修会・連絡会

① 新任補導委員委嘱式・研修会

- ア 実施日 【葵・駿河区】5月29日（月） ※②地域補導連絡会と同日開催。
【清水区】5月22日（月）
- イ 内 容 補導委員の委嘱、補導活動の講習および説明



② 地域補導連絡会・補導委員研修会【葵・駿河区】

- ア 実施日 5月29日（月）
- イ 内 容 地域補導班の編成、地域補導班の年間活動計画の策定、巡回経路の検討、地域の実態・課題等の情報交換、補導活動の講習および説明

③ 清水補導部長会【清水区】（清水区青少年育成推進委員会補導部）

- ア 実施日 年5回開催（4月、6月、9月、11月、3月）
- イ 内 容 地区補導部の代表者による地区間の情報交換、青少年育成課からの依頼及び情報提供

2 環境浄化活動

【重点】

立入調査や社会環境実態調査を通じて、関係法令の周知徹底を図るなどの働きかけを行う。

(1) 立入調査

立入調査は、「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」（以下「県条例」という）に基づいて、立入調査員が実施する。立入調査員は、補導委員（市内公立中学校、市立・私立高及び青少年育成課職員）に対し、市長が委嘱する。

7月の夏季一斉補導と併せて実施する。

1月以降に社会環境実態調査の結果に基づき、県条例違反があると思われる店舗に対して立入調査を実施する。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の実態調査

10月～12月にかけて実施する。主に補導委員、青少年補導員が、それぞれの地域内の書店、コンビニエンスストア、ビデオ・DVD取扱店、玩具店、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、携帯電話販売店などの店舗を巡回し、営業状況を調査するとともに、県条例の周知を図る。

なお、調査結果は、有害環境の把握と改善に役立てていく。



(3) 白ポスト（有害図書類回収）活動

白ポストは、青少年にとって有害な図書類（本、雑誌、ビデオ、DVD等）を「家庭に持ち込まない」「子どもの目に触れさせない」という大人の意識啓発に努めるため設置している。

設置場所：JR東静岡駅南北通路 2台

※毎月1回の回収



3 広報啓発活動

【重点】

青少年や保護者に対し、安心安全なインターネットの適切な利用に関する教育・啓発などの取組を推進する。また、青少年育成センターだより「みらい」では、月1回発行のメリットを生かし、青少年の非行問題等の最新情報を提供できるようにする。

(1) 啓発リーフレットの作成・配布

7月の「青少年の非行・被害防止強調月間」、11月の「子供・若者育成支援強調月間」、2月の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」に併せて、非行防止やインターネットの安全・安心利用などについて啓発するためのリーフレットを作成・配布する。学校を通じて保護者に配付するとともに、街頭キャンペーンでは広く市民に配布する。令和5年度も、7月に全中学生の保護者、11月には小学校4～6年生の保護者、2月には新中学1年生の保護者に配付する予定。



令和5年度7月のリーフレット



令和4年度11月のリーフレット



令和4年度2月のリーフレット

(2) 街頭キャンペーンの実施

7月と11月の強調月間期間中に、警察、保護司会、民生委員・児童委員協議会、健全育成団体、市内中学校など関係機関・団体と協力し、街頭キャンペーンを実施する。7月3日（月）は、JR静岡駅北口地下イベントスペース、11月1日（水）は、JR草薙駅北口及び南口で実施の予定。



(3) 街頭広報

7月と11月の強調月間にあわせ、次の広報活動を実施する。

- ・横断幕設置（静岡市役所静岡庁舎、清水庁舎）
- ・懸垂幕設置（蒲原支所）



(4) 機関紙の発行

青少年関連情報を掲載した機関紙、育成センターだより「みらい」を月1回発行し、補導委員、青少年補導員及び関係機関・団体等に配布する。

静岡市青少年育成センターだより

令和5年度 第1号 **みらい**

静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区蒲原 6-8
 ☎354-2616 / ☎352-7732 / E-mail: seishounen@city.shizuoka.lg.jp
http://www.city.shizuoka.jp/000_000663.html

地域の子どもは地域で守り育てる

子ども未来局 青少年育成課長 齋藤 三千代

青少年育成課長の挨拶です。今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大上の位置付けが、本年5月8日より5月に移行することから、これまで一律に求められてきた感染対策の仕様が、個人や事業主等の判断に委ねられるようになり、私たちの生活が大きく変化すると思われています。

青少年を取り巻く環境は、デジタル化によるSNS・SNSによる有害情報の伝播、また、心身の不調・被害・被害として多様な社会的な課題に直面しております。市内においても、地域での活動の再開等により、コロナによる被害感や不安感から解放されていくことが期待されます。


本市では「**地域の子どもは地域で守り育てる**」をテーマに、地域の関係、健全育成団体の関係、関係機関・団体の関係と連携し、青少年の持つ3つの権利を守り育てていきます。

本年度も、「静岡市青少年育成センター事業」を通じて、保護者と共に、次の3つの活動に取り組んでまいります。

1. 適切な関わりを通して青少年の非行の発生を未然に防ぐ **【前向きな活動】**
2. 青少年の健全な成長に必要となる学習・就業・生活環境を整える **【環境浄化活動】**
3. 相談センターやバリエーションによる青少年・保護者への支援 **【広域連携活動】**

これらの活動を通じ、青少年が、またまた自分たちの力で、心身ともに健やかに成長し、誰もが人権尊重の社会で生き生きと暮らすこと、次世代の担い手として活躍できる主体となっていくよう願ひ、青少年の健全育成・成長に尽力してまいります。

引き続き、地域に根ざした青少年育成活動を推進してまいります。何卒よろしくご協力・ご支援をお願いします。



令和5年度第1号

静岡市青少年育成センターだより

令和5年度 第2号 **みらい**

静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区蒲原 6-8
 ☎354-2616 / ☎352-7732 / E-mail: seishounen@city.shizuoka.lg.jp
http://www.city.shizuoka.jp/000_000663.html

【県内・市内の少年非行の現状について】

◆ **静岡県内非行少年検挙・被害状況 5年間の経年比較(表1)** ◆

① 県内少年非行は令和4年度は減少傾向で、前年からは概ね減少しています。
 ② 非行種別では窃盗(横行、縦断、縦断)が前年大きく増加しました。
 ③ 窃盗(横行)は、走り窃盗、空き巣などが全体の約6割を占めています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
窃盗(横行)	13	16	31	37	11
窃盗(縦断)	153	134	79	113	136
窃盗(横行)	421	422	367	330	328
窃盗(縦断)	23	20	14	17	17
窃盗(横行)	26	16	10	14	14
その他	65	112	94	90	68
合計	721	720	593	573	574

◆ **静岡市内非行少年検挙・被害状況 5年間の経年比較(表2)** ◆

① 市内少年非行は令和4年度は、前年と比較して増加しました。
 ② 非行種別では窃盗(横行)が全体の約6割を占めています。
 ③ 万引き等の非行入場が全体の約4割を占めています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
窃盗(横行)	2	1	2	1	2
窃盗(縦断)	24	29	17	16	37
窃盗(横行)	2	2	3	2	5
窃盗(縦断)	27	15	33	17	16
非行入場	50	78	41	41	62
窃盗(横行)	1	3	2	5	7
その他	3	4	2	4	5
その他	11	24	13	19	20
合計	120	156	113	105	154

◆ 8人夜盗(窃盗) ◆ ◆ 非行入場(万引き、車上ねらみ等) ◆ ◆ (静岡市内の非行検挙状況より)

令和5年度第2号

Ⅲ 令和4年度の事業報告

1 補導活動

(1) 令和4年度 月別実施状況

実施月	実施回数	参加人員(人)					注意(人)	声かけ(人)	一般成人指導(人)
		補導委員	青少年補導員	青少年育成課職員	その他	計			
4月	53	0	387	31	41	459	33	304	42
5月	61	0	429	22	80	531	22	212	28
6月	74	75	492	30	77	674	75	445	80
7月	85	382	410	32	147	971	99	769	68
8月	86	130	451	28	70	679	26	226	41
9月	76	154	349	30	40	573	72	356	59
10月	95	173	434	32	72	711	69	430	28
11月	109	200	560	30	75	865	89	631	59
12月	67	234	664	35	282	1,215	110	886	112
1月	87	130	430	30	40	630	46	426	57
2月	91	183	322	29	66	600	39	415	33
3月	102	188	499	28	45	760	34	303	25
補導活動計	986	1,849	5,427	357	1,035	8,668	714	5,403	632
令和3年実績	600	501	3,622	339	577	5,039	513	3,319	604
令和2年実績	444	531	2,166	350	218	3,265	584	3,762	806

※1 補導委員：関係機関・団体からの推薦に基づき市長が委嘱した静岡市青少年育成センター補導委員

※2 青少年補導員：清水区の地区青少年育成推進委員会からの推薦に基づき静岡市青少年育成会議が委嘱した補導員

(2) 令和4年度 種類別実施状況

補導の種類	実施回数	参加人員(人)					注意(人)	声かけ(人)	一般成人指導(人)
		補導委員	青少年補導員	青少年育成課職員	その他	計			
中央補導	120	432		330		762	302	2,912	513
地域(地区)補導	858	1,042	5,081	0	764	6,887	327	1,828	71
一斉補導	4	375	346	19	271	1,011	85	663	48
特別補導 (祭典補導・夜間補導)	4			8		8	0	0	0
補導活動計	986	1,849	5,427	357	1,035	8,668	714	5,403	632
令和3年度実績	600	501	3,622	339	577	5,039	513	3,319	604
令和2年度実績	444	531	2,166	350	218	3,265	584	3,762	806

(3) 令和4年度 研修会・連絡会実施状況

名称	実施日	参加人員(人)					会場・内容等
		補導委員	青少年補導員	青少年育成課職員	その他	計	
新任研修会 【清水区】	5月19日 (木)	14	90	10	17	131	会場 静岡市役所清水庁舎 内容 補導活動の説明 事例ビデオの上映 等
補導活動研修 地域補導連絡会 【葵区・駿河区】	5月30日 (月)	193		10		203	会場 グランシップ 内容 補導活動の説明、事例ビデオの上映 地域班の編成 年間活動計画の検討 等
清水補導部長会 【清水区】	5回 開催		90	12		102	会場 静岡市役所清水庁舎 内容 参考情報等の提供 地域情報等の交換 等
研修会等計		207	180	32	17	436	
令和3年度実績		33	58	17	0	108	

(4) 令和4年度 学職別・内容別集計表

	性別	注 意 (人)																	注意計	声 か け (人)			声 か け 計
		喫煙	飲酒	薬物乱用	不健全娯楽		怠学	その他	交通安全指導											帰宅	マナー	挨拶等	
					ゲーム場入場	パチンコ店入場			二人乗り	無灯火	並進	片手運転	ヘッドホン	スクランブル	信号無視	一時不停止	右側走行	その他					
小学生	男	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5	0	0	1	0	0	2	4	21	43	1	384	428
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	3	0	5	26	9	321	356
中学生	男	0	0	0	0	0	0	0	0	10	22	0	1	2	0	1	0	0	36	30	11	344	385
	女	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	5	25	2	258	285
高校生	男	0	0	0	0	0	0	0	2	15	95	3	11	58	0	8	8	4	204	57	23	705	785
	女	0	0	0	0	0	0	0	3	7	44	1	4	29	6	0	1	0	95	111	12	1,526	1,649
その他の少年	男	0	0	0	0	0	0	0	2	9	1	2	3	2	0	0	1	0	20	6	3	50	59
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	11	2	1	0	5	0	0	0	2	21	0	1	35	36
男計		0	0	0	0	0	0	0	4	43	123	5	15	63	0	9	11	8	281	136	38	1,483	1,657
女計		0	0	0	1	0	0	0	3	22	47	2	4	35	6	0	4	2	126	162	24	2,140	2,326
合計		0	0	0	1	0	0	0	7	65	170	7	19	98	6	9	15	10	407	298	62	3,623	3,983
令和3年度実績		0	0	0	3	0	0	2	11	126	229	7	31	83	1	11	2	7	513	318	40	3,000	3,358

令和4年度実績	一般成人指導	2	110	8	23	9	342	17	1	10	11	533
---------	--------	---	-----	---	----	---	-----	----	---	----	----	-----

令和3年度実績	一般成人指導	0	156	11	17	24	372	11	0	8	5	604
---------	--------	---	-----	----	----	----	-----	----	---	---	---	-----

(5) 補導（声かけ）事例（過去の補導活動の報告内容を掲載）

声掛けで伝わるメッセージ

本年度の補導活動もコロナウイルス感染対策を徹底し、感染状況をみながらの活動となっています。補導活動では、すれちがう青少年や公園で遊ぶ子どもたちへの温かなあいさつや暗くなったので帰宅を促す声かけなどを行ってきました。声かけ（あいさつ）をしたときの子どもたちの反応は様々です。笑顔で元気よくあいさつを返してくれる子ども、戸惑い恥ずかしそうに小さな声で返してくれる子ども、黙ってあるいは不審者を見るような目で通り過ぎてしまう子ども、あいさつが返ってくるととてもいい気分になります。思わず「あいさつを返してくれてありがとう」と言ってしまうこともしばしばありました。これからも「温かい声かけ（あいさつ）をしながら、いつもまわりで大人が見守っているよ」というメッセージを伝える補導活動を、補導委員の皆様といっしょに進めたいと思います。

複数での帰宅からの防犯意識

コロナ禍が続き、中央補導もコースを短縮し、店舗の入店を控えての補導活動を続けてきている。夜の補導では、帰宅時間帯に重なることから、JR静岡駅方面を巡回コースの一つとして設定している。自転車による通学が多い市内高校生ではあるが、私立女子高生を中心に電車での通学をしている高校生も少なくない。静岡駅に向かう女子高校生とすれ違う時に「こんばんは」「気をつけて帰ってね」などの言葉がそれぞれの補導委員さんからかけられる。高校生からは「こんばんは」という返事が返ってくる人が多い。

女子高校生のお子さんをお持ちの補導委員さんからは「女子高校生が単独で歩いてなく、友達と複数人で歩いていることが多くて安心した。防犯意識の表れだと思いたい。」という発言があり、補導に参加した補導員からは賛同の反応があった。

毅然とした態度で声掛け

静岡中央補導を実施した際に青葉シンボルロード等で度々ガラガラと音を立てながら、スケートボードに耽る高校生位の青少年を度々見かける。この場所では、スケートボード使用は禁止されており、他にも市内の一部の公園についても同様に禁止している。

同少年らは、我々に気づくとスケートボードを止め、近くのベンチに座ったりして我々の動向を見守っている。当然我々指導員や補導委員は少年達に、「ここは禁止区域なのでやめなさいよ」と注意しているが、中には呼び止めようとするのを察知してスケートボードを抱え走って逃げる少年も居る。実際、パトロール中の警察官からも、付近住民からのスケートボード騒音の苦情の繰り返しの110番通報があり対応しているが、市役所の補導活動でも、禁止場所でスケートボードを見かけたら積極的に注意して欲しい。」と協力要請を受けた。

少年らは、スケートボードの禁止場所は十分承知した上で、注意されたら止めれば良いと安易に考え、悪いことと知った上で故意に行っていると思われる。だからこそ、我々指導員や補導委員は、禁止場所でスケートボードをしている少年らに対しては健全育成及び遵法精神から、単なる声かけではなく、毅然とした態度で注意指導するべきだと考える。

2 環境浄化活動

(1) 立入調査

令和5年7月、一斉補導にて立入調査を実施した。コンビニエンスストア、書店、カラオケボックス等66店舗について立入調査を行い、有害図書類の陳列状態や深夜営業店における深夜の青少年入場禁止の掲示の有無等の確認を行った。

(2) 青少年を取り巻く社会環境の実態調査

- ① 調査期間 令和4年10月～令和4年12月
- ② 実施者 青少年育成センター補導委員・青少年補導員・青少年育成課職員
- ③ 調査店舗 547店
- ④ 調査結果 ア～サのとおり

ア コンビニエンスストア

年度	店舗数	有害指定図書	陳列区分	不健全図書	陳列区分	販売禁止表示
R4	317	24	6	48	22	21

※R4より調査項目が変更したため、「酒・タバコの販売」については未調査

年度	店舗数	成人向図書	成人向DVD	陳列区分	販売禁止表示	販売	
						酒	タバコ
R3	319	34	0	13	23	301	301
R2	320	34	0	13	23	303	303

イ 書店

年度	店舗数	有害指定図書	陳列区分	不健全図書	陳列区分	販売禁止表示
R4	52	7	7	26	25	26

※R4より調査項目が変更

年度	店舗数	成人向図書	成人向DVD	陳列区分	販売禁止表示
R3	52	34	33	33	33
R2	55	34	33	33	33

ウ 玩具店

年度	店舗数	有害がん具類					その他の 性的 がん具	R18 ゲーム ソフト	陳列 区分	販売禁止 表示
		有害が ん具銃	10歳以上 がん具純	パタフラ ナイフ	がん具 手銃	性的がん具				
R4	37	11	4	1	4	6	7	9	19	14
R3	36	12		1	3	4	6	8	18	14
R2	36	11		1	2	3	2	9	18	17

※R4 より調査項目に「10歳以上がん具銃」追加

エ カラオケボックス

年度	店舗数	内部 施錠	外部 確認	販売		立入禁止 表示
				酒	タバコ	
R4	31					31
R3	31	0	30	28	7	30
R2	32	0	30	28	7	30

※R4 より調査項目変更

オ ゲームセンター

年度	店舗数	店員の いる店舗	立入禁止 表示
R4			
R3	10	10	10
R2	11	10	10

※R4 よりゲームセンターは調査外

カ ゲーム機設置店

年度	店舗数	店員の いる店舗	立入禁止 表示
R4	8		2
R3	8	7	
R2	7	7	

※R4 より調査項目変更

キ ビデオ・DVD取扱店

年度	店舗数	販売	貸出	成人向 取扱	陳列 区分	販売禁止 表示
R4	29	26	11	24	22	23
R3	31	21	11	20	19	20
R2	28	21	11	20	19	20

ク 複合カフェ（インターネットカフェ・まんが喫茶）

年度	店舗数	内部 施錠	外部 確認	販売		有害 図書類	年齢 確認	立入禁止 表示	フィルタ リング	利用時間 制限
				酒	タバコ					
R4	9					0	9	2	7	9
R3	11	7	5	9	9	0	11	10	7	9
R2	11	2	7	9	9	1	11	11	11	10

※R4 より調査項目が変更したため、「酒・タバコの販売」については未調査

ケ ボウリング場

年度	店舗数	立入禁止 表示
R4	6	5
R3	6	5
R2	6	5

コ 図書・玩具類自動販売機

年度	台数
R4	0
R3	0
R2	0

サ 携帯電話販売店

年度	店舗数
R4	58
R3	57
R2	54

(3) 白ポスト(有害図書類回収)

設置場所 JR東静岡駅南北通路2台

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R4	30	139	0	0	25	24	5	7	195	4	11	0	440
R3	4	12	19	6	7	5	1	11	85	8	3	8	169
R2	14	0	8	0	0	1	1	103	0	105	0	37	269

3 広報啓発活動

(1) 啓発リーフレット

① 青少年の非行・被害防止強調月間リーフレット＜7月＞ (23,000部)

有害サイトアクセス制限機能（フィルタリング）の利用、スマートフォン・携帯電話・インターネットの持つ危険性や深夜外出、飲酒・喫煙、危険ドラッグ使用等の青少年非行・被害防止、自転車の乗り方（道路交通法）等について、家庭で「社会のルールを守ること」「家庭のルールをつくること」について考えるリーフレットを作成し、静岡市内の中学校の全保護者や、各地域・地区に配付した。

② 子供・若者育成支援強調月間リーフレット＜11月＞ (21,000部)

スマートフォン・携帯電話・インターネットの持つ危険性を挙げながら、有害サイトアクセス制限機能（フィルタリング）や家庭における対策を啓発テーマとした、親子でルールづくりができるようなリーフレットを作成し、市内の小学校4～6年生の全保護者と、各地域・地区に配付した。

③ スマホ・ケータイ問題、社会のルールに関する啓発リーフレット (6,700部)

中学校への入学に合わせ、スマートフォンや携帯電話等の使用におけるマナーやモラル、安全対策及び社会のルールやマナーの順守に関するリーフレットを作成し、各中学校で開催する入学前の新1年生保護者説明会において配付した。

(2) 街頭キャンペーン

① 青少年の非行・被害防止強調月間街頭キャンペーン

・実施日：令和4年7月1日（金）午後4時00分～5時00分

・実施場所：JR静岡駅地下広場・JR静岡駅コンコース

（啓発品配布 1,000セット）

・参加者：静岡中央・南署、東中生徒・教員・健全育成会、静岡地域青少年健全育成連絡協議会、静岡市保護司会、静岡市民生委員児童委員協議会、静岡市

② 子ども・若者育成支援強調月間街頭キャンペーン

・実施日：令和4年11月1日（火）午後4時00分～5時00分

・実施場所：JR草薙駅北口及び南口（啓発品配布数 800セット）

・参加者：清水警察署、清水七中生徒・教員、清水二中生徒・教員、清水青少年育成推進委員会、静岡市

(3) 街頭広報

各強調月間に次の広報啓発活動を実施した。

・横断幕設置（静岡市役所静岡庁舎・清水庁舎）

・懸垂幕設置（蒲原支所）

(4) 機関紙の発行

・育成センターだより「みらい」（毎月1,450部発行）

青少年補導関連情報を掲載した機関紙を作成し、補導委員、青少年補導員、学校、関係機関・団体に配付し、静岡市ホームページへ掲載をした。

IV 資 料

1 静岡市青少年育成センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、青少年の非行防止、保護及び矯正を図り、青少年の健全育成を推進するため、静岡市青少年育成センター事業（以下「センター事業」という。）を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(事業内容)

第2条 センター事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 青少年の補導に関する事業
- (2) 青少年に関する調査及び情報収集に関する事業
- (3) 青少年を取り巻く有害環境の浄化に関する事業
- (4) 青少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発事業
- (5) 青少年関係機関、青少年関係団体等との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の非行防止及び健全育成に関し市長が必要であると認める活動

(補導委員)

第3条 センター事業を実施するため、補導委員を置くものとし、次に掲げる者であつて、青少年に対し深い理解と関心をもち、活動に積極的に参加できる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 小学校、中学校及び高等学校の校長が推薦する教諭
- (2) 青少年の保護及び育成に関係のある機関の職員
- (3) 青少年の保護及び育成に関係のある団体の構成員

(補導委員の任期)

第4条 補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 補導委員は、再任されることができる。

(補導委員の服務)

第5条 補導委員は、公共の奉仕者としての自覚のもとに、絶えず必要な知識や技術を習得し、職責の遂行に努めなければならない。

2 補導委員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(感謝状の贈呈)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する補導委員に対し、感謝状を贈呈するものとする。

- (1) 補導委員の職務に通算10年以上従事し、功労顕著である者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に功績顕著であると認める者

2 感謝状は、記念品を付して贈呈するものとする。

3 感謝状の贈呈は、毎年度1回行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その都度行うことができる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月31日から施行する。

(静岡市青少年育成センター補導委員に関する要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 静岡市青少年育成センター補導委員に関する要綱 (平成15年4月1日施行)

(2) 静岡市青少年育成センター補導委員感謝状贈呈実施要綱 (平成16年4月1日施行)

(3) 静岡市青少年育成センター設置要綱 (平成17年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

○静岡市附属機関設置条例（抜粋）

平成30年3月20日

条例第17号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

- 2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。
- 3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。
- 4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあつては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

- 2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。
- 3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。
- 4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長等）

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

- 2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。
- 4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。
- 5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

- 2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

(部会)

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。
- 3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(意見の聴取)

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）

(2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）

(3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）

(4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）

(5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）

(6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）

- (7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成 28 年静岡市条例第 19 号）
- (8) 静岡市水防協議会条例（平成 15 年静岡市条例第 292 号）
- (9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成 15 年静岡市条例第 263 号）
- (10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成 15 年静岡市条例第 121 号）

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際、現に別表第 1 に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第 1 の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

別表第 1（第 2 条から第 6 条まで関係）

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市青少年育成センター運営委員会	青少年の健全育成を推進することを目的として実施する静岡市青少年育成センター事業の運営について調査審議すること。	15 人以内	1 青少年の保護及び育成に係のある機関の職員 2 青少年の保護及び育成に係のある団体の構成員 3 市民	2 年	委員の互選により定める者

2 青少年相談機関一覧

区分	相談機関	電話番号	相談内容等	時間等	
市	子ども若者 相談センター (青少年育成課内)	(面談受付) 054-221-1314	不登校、いじめ、ニート、 進路、しつけ・子育て等の相談 (0～39歳まで)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分	
		(電話相談) ～こころのホットライン～ なやみ みなゼロ 0120-783-370	不登校、いじめ、進路、 しつけ・子育て等の電話相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時	
		～24時間いじめ電話相談～ 054-254-6811 ～24時間子供SOSダイヤル～ なやみおう 0120-0-78310	いじめ等に悩む児童・生徒、 保護者等の電話相談	24時間	
	静岡市ひきこもり 地域支援センター DanDanしずおか	054-260-7755	ひきこもりに係る相談	火～土曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～17時	
	児童相談所	054-275-2871	子育て相談、障害、非行等 子どもに関する専門相談全般	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分	
		189	児童虐待関係の通報	24時間	
	各区役所福祉事務所	家庭児童相談室 (子育て支援課内)	(葵福祉事務所) 054-221-1096	0歳から18歳未満の子ども及び 子どもを取り巻く家庭の相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分
			(駿河福祉事務所) 054-287-8675		
			(清水福祉事務所) 054-354-2429		
	市民局	消費生活センター	(相談専用) 054-221-1056	商品、サービスの契約、 多重債務に関する相談 (インターネットの架空・不当請求等)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～16時
県	青少年交流スペース アンダンテ (県男女共同参画センター あざれあ5階)	054-255-0600	社会的ひきこもりの子ども・ 若者やその家族に対する 社会参加に向けた悩み相談	月～土曜日 (祝日を除く) 13時～16時	
	ハロー電話 ともしび (静岡県総合教育センター)	054-289-8686	青少年の悩み相談、 保護者との教育相談	平日 (12/29～1/3を除く) 10時～17時	
	思春期健康相談室 ピアーズ・ポケット (県子ども家庭課) (NPO法人リ'の'ケイ'ル'研究会)	055-952-7530	思春期の性や健康に関する悩み についての相談	水曜日 13時～17時 土日 10時～17時	
警察	静岡県警察静岡地区 少年サポートセンター	(フリーダイヤル) 0120-783-410	少年の非行や被害等に係る 相談・対応・支援等	月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分	
	静岡地区 (静岡中央署7階)	(代)054-250-0110			
	静岡南分室 (静岡南警察署分館2階)	(代)054-288-0110			
	清水分室 (清水警察署3階)	(代)054-366-0110			
	県警ふれあい相談室	054-254-9110	事件・事故や犯罪被害に関する 相談	24時間	
国	法務少年支援センター静岡 (静岡少年鑑別所)	054-281-3220	非行や不良行為、職場・学校等 でのトラブル、家庭でのしつけ や悩み、友人関係問題等 (概ね20歳までの青少年、家族、教員等)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 9時～12時、13時～16時	


3 各法令上の少年等の区分

法令の名称	呼称	区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
少年警察活動規則	非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
	犯罪少年	(少年法第3条第1項第1号に規定する少年) 罪を犯した少年
	触法少年	(少年法第3条第1項第2号に規定する少年) 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
	ぐ犯少年	(少年法第3条第1項第3号に規定する少年) ①保護者の正当な監督に服しない性癖のある少年 ②正当の理由がなく家庭に寄りつかない少年 ③犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかかわしい場所に入出入する少年 ④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のある少年
	不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
	被害少年	犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年
	要保護少年	児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く)
	低年齢少年	14歳に満たない者
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童(小学生)	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒(中学生)	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳(未成年者は父母の同意が必要)
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	使用禁止者	15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでの者
	未成年者	20歳未満の者
道路交通法	幼児	6歳未満の者
	児童	6歳以上13歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者

法令の名称	呼称	区分
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	青少年	18歳未満の者(婚姻によって成人とみなされる者を除く)

4 不審者情報登録案内

(アプリ内で不審者情報等の様々な情報が確認できます)

静岡県警察防犯アプリ 『どこでもポリス』	静岡県警察本部ホームページからダウンロードして ご利用ください	
-------------------------	------------------------------------	---

センター静岡 No.59

令和5年度事業計画と前年度のまとめ

編集・発行 静岡市 子ども未来局 青少年育成課
〒424-8701
静岡市清水区旭町6番8号
電話(054)354-2616

